

岩手県契約審議会の審議事項について

1 審議会の所掌 【条例第 10 条関係】

- (1) 県契約の総合的に優れた内容の確保に関すること。
- (2) 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保に関すること。
- (3) 県契約において配慮すべき事項に関すること。

2 主な審議事項

- (1) 基本理念の実現に向けた施策について (H28.4.1 施行) 【条例第 6 条関係】
(県の契約における総合的に優れた内容及び適正な労働条件の確保並びに事業者の地域経済の振興等に資する取組について) ※3 頁参照
- (2) 県が締結する契約に関する条例施行規則について
 - ア 基本理念の実現を図るための県の取組の取りまとめ範囲、国民健康保険法等の遵守義務の適用範囲 (H28.4.1 施行) 【条例第 6 条第 2 号、第 7 条第 4 号関係】
 - イ 特定県契約に係る措置について (H29.4.1 までに施行) 【条例第 8 条関係】
(特定県契約の対象とする契約、講ずる措置について)
- (3) 条例の見直しについて 【附則第 2 項関係】
(条例施行後 3 年を目途に、社会経済情勢の変化や本条例の施行状況等について、条例の見直しも含め検討し、必要な措置を講ずる。)

県が締結する契約に関する条例の概要

第1条 目的	県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。	第2条 定義	県契約 工事請負契約、業務委託契約、役務提供契約、物品購入契約、指定管理協定	特定県契約 工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定のうち <u>規則</u> で定めるもの	施行期日	第1条～第3条 平成27年 4月1日								
第3条 基本理念	(1) 県契約における次に掲げる事項の確保 ① 透明性及び競争の公正性 ② 経済性への配慮、ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的に優れた内容となっていること ③ 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件 (2) 県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮 ① 雇用の確保、中小企業者の受注機会の確保、県産品の利用促進、事業者の専門的技術・伝統的技能の承継（持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組） ② 障がい者等の雇用促進に資する取組、安全安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動（社会的な価値の向上に資する取組）	第4条 県の責務	基本理念の通り、この条例の目的を達成するための総合的な施策を推進する。	第6条 基本理念の実現を図るための取組のとりまとめ等	基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を県契約の締結又は履行に際して適切に反映させる。 ① 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組 ② 第3条第2項各号に掲げる取組（ <u>一部規則</u> ）を促進するための県の取組	第7条 受注者及び下請負者等の法令遵守	① 最低賃金法第4条第1項（最低賃金以上の賃金の支払） ② 健康保険法第48条（被保険者の資格取得に係る届出） ③ 厚生年金保険法第27条（被保険者の資格取得に係る届出） ④ 国民健康保険法第9条第1項及び国民年金法第12条第1項（被保険者の資格取得に係る届出）（ <u>一部規則</u> ） ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項（保険関係の成立に係る届出） ⑥ 雇用保険法第7条（被保険者となったことの届出）	第8条 特定県契約に係る措置	(1) 法令遵守の状況について、 <u>規則</u> で定めるところにより、特定受注者※に対し、報告を求めることができる。 (2) この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。 ※ 特定受注者：県と特定県契約を締結した者	第9条～第16条	平成28年 4月1日施行	平成29年4月 1日までに施行	第4条～第7条 平成28年 4月1日	第8条 平成29年 4月1日 までに <u>規則</u> で施行
	第9条 契約審議会	【設置目的】適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保などの施策に関する重要事項を調査審議するため 【委員構成】7名以内(学識経験者) / 【委員任期】3年	第9条～第16条		平成27年 4月1日									

附則（見直し規定） 知事は、この条例の施行後3年（平成30年度末）を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「条例の基本理念の実現を図るための県の取組」の取りまとめのイメージ例

基本理念 1 県契約において確保されるべき事項

① 契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性

- 契約の過程及び内容の透明性
県の契約において、～に関する情報を公表する。
- 競争の公正性
県の契約において、談合その他の不正行為を排除するため～を導入する。

② 総合的に優れた内容となっていること

- 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止
県の契約において、～制度の適用範囲の拡大を検討する。
- 価格以外の多様な要素も考慮
県の契約において、～に関する取組を評価する。

③ 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

(以下略)

基本理念 2 県契約において配慮されるべき事業者の取組

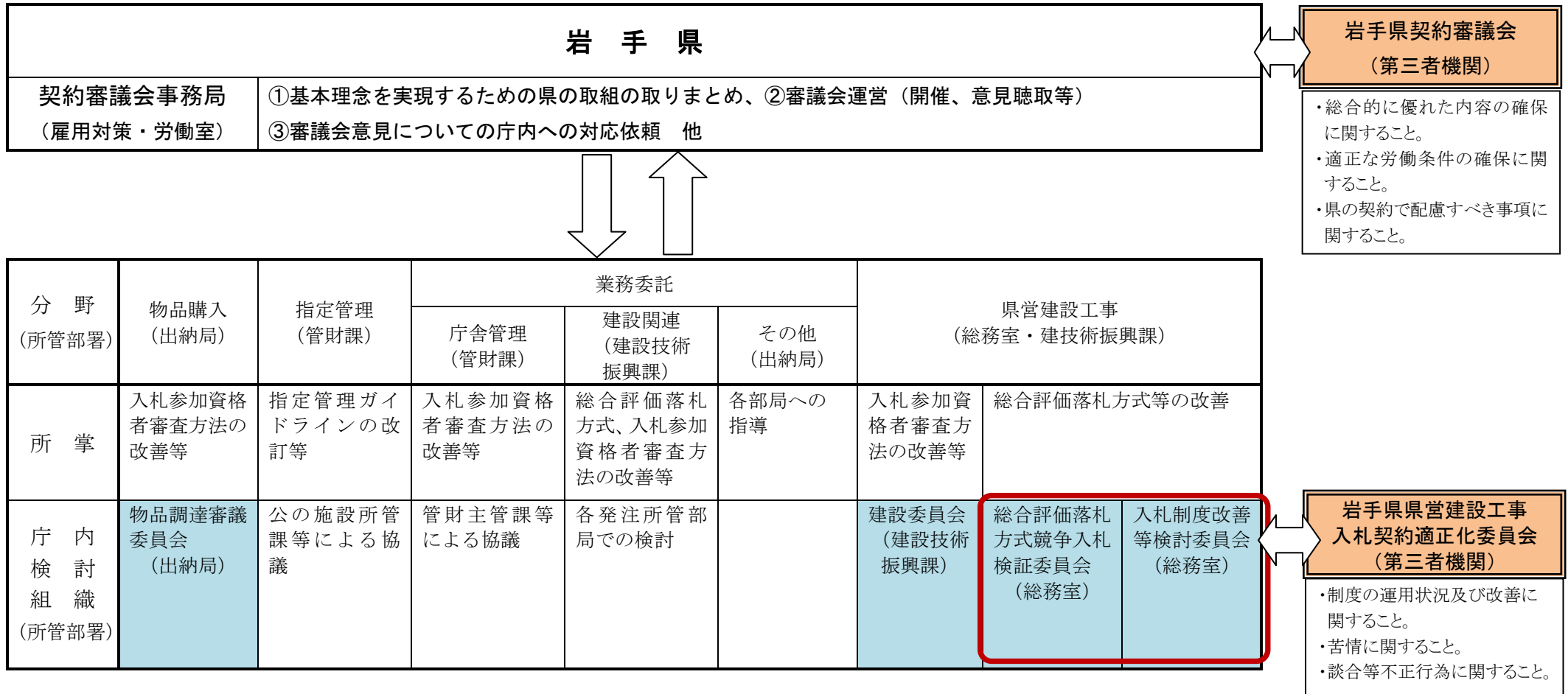
① 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組

- 雇用の確保
県の契約において、事業者の雇用の確保に関する取組を～により評価する。
- 県内の中小企業者の受注機会の確保
県の契約において、業務の内容に応じて～に関する要件を緩和する。
- 県産品の利用促進
県の契約において、～することにより県産品の利用促進に配慮する。
- 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継
県の契約において、事業者の技能承継に関する取組を～により評価する。

② 社会的な価値の向上に資する取組

(以下略)

県が締結する契約に関する条例に基づき設置する岩手県契約審議会と既存組織との役割分担



【岩手県契約審議会におけるPDCAサイクル】

- ① 契約審議会に係る意見を踏まえ、庁内各検討組織において県の契約制度に関する改善策を検討（**PLAN**）（**ACTION**）
- ② 県庁各部署等が改善策を実施（**DO**）
- ③ 改善策の実施状況を審議会事務局が契約審議会に報告（**CHECK**）

県が締結する契約に関する条例 施行・運用スケジュール

年 度	時 期	スケジュール	審議会での審議事項			復興実施計画
			基本理念の実現を 図るための取組等	特定県契約 特定県契約に係る措置	条例改正事項 (条例改正の要否)	
H27 施行準備年度	4月1日	条例の一部（県契約審議会関係部分） 先行施行	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【規則の審議】 ・基本理念の実現を 図るために取りま とめる取組の範囲 (第6条第2号) ・国民健康保険法等 の遵守義務が適用 される者の範囲 (第7条第4号) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【規則の審議】 ・特定県契約の種 類、金額 (第2条第2号) ・特定県契約に係る 措置としての報 告、 調査の実施方法 (第8条) ・第8条の施行期日 (附則第1項第2 号) </div>		第2期 本格復興期間
	6月～	県契約審議会設置（6/1） 第1回県契約審議会（6/22） 第2回県契約審議会（9月上旬頃）				
	9月～10月	条例施行規則(H28.4.1 施行分) 制定・公布				
	10月頃～	条例の周知啓発活動 第3回県契約審議会（2月上中旬頃）				
H28 施行初年度	4月～	※H28以降、審議会は年2～3回で開催予定 条例の施行 (特定県契約に係る措置規定を除く)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【取組のとりまとめ】 [第6条] </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【取組の継続審議】 [第6条] </div>		
	10月頃	条例施行規則改正・公布(H29.4.1 までの 施行分)				
	10月～	改正規則周知活動				
H29 施行2年度	4月1日までに規則で定 める日	条例の特定県契約に係る措置規定施行			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【条例改正の審議】 ・改正の要否 ・改正事項 </div>	第3期 更なる展開への 連結期間
H30 施行3年度	4月～	条例の施行状況の検討及び必要な措置 (必要に応じ条例改正の審議)				
H31 見直し施行 初年度	4月1日	(必要に応じ)改正条例公布				